

事 務 連 絡

令和7年7月1日

都道府県知事
各 指定都市長 保育所・認定こども園等主管部局 殿
中核市長

こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室

外来カミキリムシ類に係る対策の推進について（依頼）

平素よりクビアカツヤカミキリ、ツヤハダゴマダラカミキリ、サビイロクワカミキリの3種（以下、「外来カミキリムシ類」という。）の対策に御理解、御協力を頂き感謝申し上げます。

今般、これまで実施してきた外来カミキリムシ類による被害の防止対策を踏まえ、外来カミキリムシ類に関する関係省庁連絡会議において、別紙のとおり取り組んでいく方針となりました。

ついては、貴管内の市区町村並びに各保育所、認定こども園等におかれては、別紙の方針及び別添の参考資料を踏まえ、それぞれが所有又は管理する土地、施設等において外来カミキリムシ類の対策に取り組んでいただくとともに、これまで発見されていなかった場所で新たに外来カミキリムシ類が発見された場合には地方公共団体までご連絡いただくようご協力をお願いいたします。

また、地方公共団体におかれては、関係部局で連携し、外来カミキリムシ類発見時の連絡体制や防除体制を整備いただくとともに、これまで発見されていなかった市町村で新たに外来カミキリムシ類が発見された場合にはお近くの地方環境事務所までご連絡いただくようご協力をお願いいたします。

【本件についての問合せ先】

●保育所及び地域型保育事業並びに認定こども園について
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係

TEL：03-6858-0058

●認可外保育施設について

こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係

TEL：03-6858-0133

(別紙)

外来カミキリムシ類による被害の防止対策の推進について

令和7年6月

外来カミキリムシ類に関する関係省庁連絡会議

環境省自然環境局野生生物課
農林水産省消費・安全局植物防疫課防除対策室
林野庁森林整備部研究指導課森林保護対策室
国土交通省総合政策局環境政策課
文部科学省大臣官房政策課

外来生物法に基づく特定外来生物に指定されているクビアカツヤカミキリ、ツヤハダゴマダラカミキリ、サビイロクワカミキリの3種（以下、「外来カミキリムシ類」という。）は、公園、学校、街路、農地、森林等の樹木を加害し、落枝、倒木等による人的被害や農業被害、自然景観や生態系への悪影響を引き起こすことが懸念されている。

被害拡大を防止するためには、早期発見・早期駆除の対策が必要であり、また発生地域のうち一部でも対策が講じられない地域や施設があると、当該地域等で繁殖した個体が周辺に拡散して被害を及ぼすため、地域で一体となった対応が必要である。

このため、引き続き関係省庁間で外来カミキリムシ類に係る情報共有を行うとともに、以下の取組を以て、公園、学校、街路、農地、森林等を所有又は管理する地方公共団体等の様々な主体への情報伝達・周知等を連携して行うことで、外来カミキリムシ類による被害の防止対策を推進していくこととする。

【取組内容】

関係省庁は、以下（１）～（３）に取り組む。

- （１） 関係省庁が自ら所有又は管理する施設等における外来カミキリムシ類対策の実施
- （２） 外来カミキリムシ類の発生状況や対策技術に係る情報収集
- （３） 地方公共団体等への情報提供及び取組支援
 - ・被害が発生しうる、又は発生している土地、施設等を所有又は管理する地方公共団体等に対し、外来カミキリムシ類対策への協力と関係部局間の連携を依頼。
 - ・外来カミキリムシ類対策に関する最新の知見や、関係省庁の交付金等で外来カミキリムシ類対策に活用しうるものの情報を取りまとめ、地方公共団体等に共有。

また、関係省庁からの周知先は以下のとおり。

- ・国土交通省：河川、公園、道路、港湾、空港等の土地、直轄施設を所管する部局
- ・文部科学省：学校を所管する部局、地方公共団体の寺社仏閣、文化財等部局
- ・農林水産省：地方公共団体の農業部局
- ・林野庁：地方公共団体の林務部局
- ・環境省：地方公共団体の環境部局

なお、その他関係省庁は前記（３）に取り組む。

その際の地方公共団体等に周知する際の周知先は以下のとおり。

- ・こども家庭庁：保育所、認定こども園、認可外保育施設等

外来カミキリムシ類の対策に係る参考資料について

【1.分布状況】

ツヤハダゴマダラカミキリ

：現在までに、山口県、宮城県、福島県、茨城県、埼玉県、東京都、富山県、岐阜県、愛知県、兵庫県、長野県、千葉県、栃木県の13都県で確認。

※神奈川県については、根絶。

サビイロクワカミキリ

：現在までに、福島県のみで確認。

クビアカツヤカミキリ

：現在までに、愛知県、埼玉県、群馬県、東京都、大阪府、徳島県、栃木県、和歌山県、奈良県、三重県、茨城県、神奈川県、兵庫県、京都府、千葉県の15都府県で確認。

【2.発見時の見分け方】

特定外来生物 同定マニュアル

： https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/manual/6hp_konchurui2.pdf

- ・ ツヤハダゴマダラカミキリ (P3 参照)
- ・ サビイロクワカミキリ (P4 参照)
- ・ クビアカツヤカミキリ (P5 参照)

【3.防除対策】

ツヤハダゴマダラカミキリの生息が確認されました (チラシ)

： https://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/higai/attach/pdf/sonota_R5-2.pdf

クビアカツヤカミキリの防除法 (国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所)

： <https://www.ffpri.affrc.go.jp/pubs/chukiseika/documents/5th-chuukiseika12.pdf>

【4.普及啓発】

「見つけよう！ツヤハダゴマダラカミキリ」

： https://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/higai/attach/pdf/sonota_R5-3.pdf

「クビアカツヤカミキリは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されています。」

： https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/files/g_kubiakatsuyakamikiri_kaitei.pdf